

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	ミネベア株式会社
【英訳名】	MINEBEA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久
【本店の所在の場所】	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	0267(32)2200 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理・経理・IT部門 経理部 軽井沢工場経理部統括次長 藤原 幸宏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目9番6号
【電話番号】	03(6758)6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理・経理・IT部門 経理部長 米田 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京取引証券所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年12月21日、当社を株式交換完全親会社とし、ミツミ電機株式会社（以下、「ミツミ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しました。

その後、当社は、平成28年3月30日、ミツミとの間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結したことから、上記臨時報告書において未定としていた事項等について開示するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書（以下、「本訂正報告書」といいます。）を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

（2）本経営統合の目的

本経営統合の背景

（前略）

このように、両社はそれぞれの事業領域における課題に取り組み、業績の拡大、企業価値の向上を目指すとともに、更なる事業の継続的な成長や発展の加速化を実現すべく、他社との統合を含めたアライアンスを検討してまいりました。その結果、両社は業種こそ近いものの重なり合う部分が少なく、さらに兼ね備える競争力の源泉が異なるため、本格的に協業を行うことで、両社における量産、販売、調達、製品開発の面で大きなシナジーを創出することができるとの認識に至りました。特に、ミツミの様々な開発技術とその製品を、当社の内製組み立て装置・金型設計・製造力、海外工場における量産力と結びつけることで、顧客基盤・販売の拡大、製造コストの低減、革新的な製品の投入・ソリューションの提供などにつながり得ると考えております。かかる状況下において、両社での議論を通じ、アナログとデジタルの融合によって真のソリューションカンパニーを目指していくことが企業価値を最大化させる方策であるとの共通認識を持つに至り、対等の精神に基づく経営統合の実現に向けて協議・検討を進めていくことに合意いたしました。

（3）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

i. 本株式交換の方式

当社は、平成28年12月を目処に開催予定のミツミの株主総会における承認及び本経営統合を行うにあたり必要な関係当局の許認可を得ること等を前提として、当社とミツミとの間で、当社を株式交換完全親会社、ミツミを株式交換完全子会社とする本株式交換を行います。具体的には、ミツミの普通株式を保有する株主に対してミネベア（ミネベアの株主総会の承認を得られることを条件としてミネベアミツミ株式会社（以下、「ミネベア ミツミ」といいます。）に商号変更予定）の普通株式を割当て交付します。

スケジュール（予定）

本基本合意書の締結（両社）	2015年12月21日（本日）
本経営統合に係る最終契約及び本株式交換に係る株式交換契約の締結（両社）	2016年3月下旬（予定）
本株式交換に係る株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	2016年12月（予定）
本株式交換の効力発生日	2017年4月1日（予定）

上記は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出（外国法に基づくものを含みます。）、許認可の取得、またはその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。なお、本株式交換は、当社において簡易株式交換に該当し、当社の株主総会による承認を受けないで行われる予定ですが、当社における株主総会による承認の要否については、本株式交換に係る株式交換契約締結までに最終確認いたします。

本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換における株式交換比率は、本基本合意書締結及びその対外公表日の前営業日までの両社の市場株価を考慮しつつ、今後実施するデュー・ディリジェンスの結果や、第三者算定機関による株価算定の結果を含む両社それぞれが指名する外部機関の評価・助言等を踏まえて、両社で協議のうえ、本経営統合に係る最終契約及び本株式交換に係る株式交換契約の締結に合意した場合には、かかる株式交換契約において定めるものとします。

その他の株式交換契約の内容

現状未定であり、今後両社で協議の上、本経営統合に係る最終契約締結までに決定いたします。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

両社は、本株式交換に係る割当ての内容を決定するにあたり、それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両社で協議の上、決定することを予定しております。

(訂正後)

(2) 本経営統合の目的

本経営統合の背景

(前略)

このように、両社はそれぞれの事業領域における課題に取り組み、業績の拡大、企業価値の向上を目指すとともに、更なる事業の継続的な成長や発展の加速化を実現すべく、他社との統合を含めたアライアンスを検討してまいりました。その結果、両社は業種こそ近いものの重なり合う部分が少なく、さらに兼ね備える競争力の源泉が異なるため、本格的に協業を行うことで、両社における量産、販売、調達、製品開発の面で大きなシナジーを創出することができるとの認識に至りました。特に、ミツミの様々な開発技術とその製品を、当社の内製組み立て装置・金型設計・製造力、海外工場における量産力と結びつけることで、顧客基盤・販売の拡大、製造コストの低減、革新的な製品の投入・ソリューションの提供などにつながり得ると考えております。かかる状況下において、両社での議論を通じ、アナログとデジタルの融合によって真のソリューションカンパニーを目指していくことが企業価値を最大化させる方策であるとの共通認識を持つに至り、対等の精神に基づく経営統合の実現に向けて、本基本合意締結時より両社経営陣の間で複数回にわたり協議・検討を重ねてまいりましたが、2016年3月30日に、本経営統合及び本株式交換を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

i. 本株式交換の方式

両社は2016年12月27日に開催予定のミツミの臨時株主総会における承認及び本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可を得ること等を前提として、本株式交換を行います。具体的には、ミツミの普通株式を保有する株主に対して当社（当社の株主総会の承認を得られることを条件としてミネベアミツミ株式会社（以下、「ミネベア ミツミ」といいます。）に商号変更予定）の普通株式を割当て交付します。

スケジュール

基本合意書の締結（両社）	2015年12月21日
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議（両社）	2016年3月30日
本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	2016年3月30日
臨時株主総会に係る基準日の公告日（ミツミ）	2016年9月（予定）
臨時株主総会に係る基準日（ミツミ）	2016年9月（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	2016年12月27日（予定）
最終売買日（ミツミ）	2017年3月13日（予定）
上場廃止日（ミツミ）	2017年3月14日（予定）
本株式交換の効力発生日	2017年3月17日（予定）

上記は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得、またはその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。なお、本株式交換は、当社において簡易株式交換に該当し、当社の株主総会による承認を受けないで行われる予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社	ミツミ
本株式交換に係る株式交換比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：47,913,630株（予定）	

(1) 株式の割当比率

ミツミの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.59株を割当交付します。

(2) 本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式47,913,630株(予定)

上記の普通株式数は、2015年12月31日時点におけるミツミの普通株式の発行済株式総数(87,498,119株)及び自己株式数(6,288,575株)に基づいて算出しております。

当社は、本株式交換に際して、当社がミツミの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)のミツミの株主の皆様に対して、上記表に記載の本株式交換に係る株式交換比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式については当社が保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、ミツミは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時をもって消却する予定であり、ミツミが基準時までには保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(2016年3月30日付「単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、2016年3月30日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、定款を一部変更し、2016年5月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)

会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を当社から買い増すことができます。

(4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるミツミの現株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関連法令の定めに基づき、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

本株式交換に伴う新株予約権付社債に関する取扱い

ミツミが発行している2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び本株式交換比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る社債債務については当社が承継いたします。

本株式交換契約の内容

当社とミツミが締結した株式交換契約の内容は、別紙のとおりであります。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びミツミは、本株式交換に用いられる上記「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、当社は、第三者算定機関として野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、一方、ミツミは、第三者算定機関として大和証券株式会社(以下、「大和証券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、第三者算定機関である野村證券から2016年3月30日付で受領した株式交換比率算定書、当社及びミツミと重要な利害関係を有しない法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」

の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

ミツミは、第三者算定機関である大和証券から2016年3月30日付で受領した株式交換比率算定書、当社及びミツミと重要な利害関係を有しない法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「(3)本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であるという判断に至り、2016年3月30日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決議いたしました。

算定に関する事項

算定機関の名称及び上場会社との関係

野村證券及び大和証券のいずれも、当社及びミツミの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

野村證券は、当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。

ミツミについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法については、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である2015年12月18日を算定基準日(以下、「基準日」といいます)として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から5営業日前、1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均、並びに2016年3月29日を算定基準日(以下、「基準日」といいます)として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から5営業日前、1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値平均を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	ミツミ	
市場株価平均法 (基準日)	市場株価平均法 (基準日)	0.46 ~ 0.57
市場株価平均法 (基準日)	市場株価平均法 (基準日)	0.56 ~ 0.65
類似会社比較法	市場株価平均法 (基準日)	0.42 ~ 0.63
DCF法	DCF法	0.53 ~ 0.70

野村證券は、株式交換比率に際して、当社及びミツミから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、ミツミ及びその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または算定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、2016年3月29日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社及びミツミの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社及びミツミの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の計画利益においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。一方、野村證券がDCF法による算定の前提としたミツミの利益計画においては、ミツミが業績予想を公表している2016年3月期においては営業損失の見込みとしておりますが、情報通信端末向けの手ぶれ補正用アクチュエータ及び二次電池保護用半導体、自動車向けのアンテナ及び衛星デジタ

ルラジオチューナ、その他新製品の投入等による売上規模の拡大、製造部門における自動化の推進等による生産性の改善、材料費・経費削減によるコスト競争力の強化により、2017年3月期に営業利益の黒字化を、2018年3月期及び2019年3月期において営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

当社は、野村證券から2016年3月30日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

大和証券は、当社及びミツミの両社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、加えて両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行いました。

市場株価法では、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である2015年12月18日（基準日）及び株式交換比率算定書作成日の前営業日である2016年3月29日（基準日）を算定基準日として、各基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、ミツミの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法（基準日）	0.46～0.57
市場株価法（基準日）	0.56～0.64
類似会社比較法	0.48～0.76
DCF法	0.47～0.74

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及びミツミのそれぞれから提供を受けた資料及び情報の内容が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に関し独自の検証を行っておりません。また、大和証券は、当社、ミツミ及びその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社及びミツミから提供されたそれぞれの事業計画、財務予測、その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としており、大和証券は、ミツミの同意を得て、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行うことなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2016年3月29日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。一方、大和証券がDCF法による算定の前提としたミツミの財務予測においては、ミツミが業績予想を公表している2016年3月期においては営業損失の見込みとしておりますが、情報通信端末向けの手ぶれ補正用アクチュエータ及び二次電池保護用半導体、自動車向けのアンテナ及び衛星デジタルラジオチューナ、その他新製品の投入等による売上規模の拡大、製造部門における自動化の推進等による生産性の改善、材料費・経費削減によるコスト競争力の強化により、2017年3月期に営業利益の黒字化を、2018年3月期及び2019年3月期において営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

ミツミは、大和証券から2016年3月30日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率がミツミの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である2017年3月17日をもって、当社はミツミの発行済株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、ミツミの普通株式は、東京証券取引所市場第一部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2017年3月14日に上場廃止（最終売買日は2017年3月13日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所市場第一部においてミツミの普通株式を取引することはできなくなりますが、ミツミの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）には、本株式交換契約に従い、上記「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、当社の普通株式が割り当てられます。本株式交換によりミツミの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に割り当てられる当社の普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社の普通株式の割当てを受けるミツミの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受け

る可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、100株未満の当社の普通株式の割当てを受けるミツミの株主の皆様においては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなる株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の「(4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、ミツミの株主の皆様は、最終売買日である2017年3月13日(予定)までは、東京証券取引所市場第一部において、その保有するミツミの普通株式を従来どおり取引することができます。

別添

株式交換契約書

ミネベア株式会社（以下、「甲」という。）及びミツミ電機株式会社（以下、「乙」という。）は、平成28年3月30日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：ミネベア株式会社

住所：長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：ミツミ電機株式会社

住所：東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額 0円

(2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金の額 0円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、平成29年3月17日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を受けない。但し、同条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、平成28年12月27日に開催予定の臨時株主総会（以下、「乙臨時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、乙臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議を行うものとし、当該協議に際し、当該行為に係る合理的な説明資料を合理的な時期に提供するものとする。

第8条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じた自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、(i)平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円及び総額4,193,246,950円を限度として、(ii)平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円及び総額4,193,246,950円を限度として剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、当該剰余金の配当額を変更することができる。

第9条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時において乙が発行する2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成27年8月3日発行。以下、「乙新株予約権付社債」という。）に付された別紙1「ミツミ電機株式会社 2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容」記載の新株予約権（以下、「乙新株予約権」という。）の新株予約権者（以下、「乙新株予約権者」という。）に対して、乙新株予約権に代わり、その有する乙新株予約権の数と同一の数の甲の新株予約権（別紙2「ミネベア ミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容」記載の甲の新株予約権付社債に付される同別紙の「1.新株予約権に関する事項」記載の新株予約権をいう。以下、「甲新株予約権」という。）を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙新株予約権者に対して、その有する乙新株予約権1個につき、甲新株予約権1個の割合をもって、甲新株予約権を割り当てる。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、基準時において未償還のもの全てを別紙2「ミネベア ミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容」の「8.割当方法」記載のとおり承継する。

第10条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合（公正取引委員会及び外国関連競争当局により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)乙臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、甲の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、米国シャーマン法（Sherman Antitrust Act, 15 U.S.C. § § 1-7）及びその他適用ある海外の独占禁止法又は競争法に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が本効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が本効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）及び(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106-73
ミネベア株式会社
代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久

乙 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2
ミツミ電機株式会社
代表取締役社長 森部 茂

別紙1 ミツミ電機株式会社 2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 新株予約権に関する事項

(1) ミツミ電機株式会社（以下、別紙1において、「当社」という。）2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（当社がBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited（以下、別紙1において、「受託会社」という。）との間で2015年8月3日（ロンドン時間）付をもって締結する信託証書（以下、別紙1において、「信託証書」という。）に基づき発行する2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債をいうものとし、以下、別紙1において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額1,000万円につき1個とし、その総数は2,000個並びに下記2.(5)に定める本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券に係る社債部分の額面金額合計額を1,000万円を除いた個数の合計数とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1.(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 当初転換価額は、1,220円とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、一定の剰余金の配当又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2015年8月17日から2022年7月20日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記2.(4)(ロ)乃至(ヘ)記載の当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（行使請求受付場所現地時間）（但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記2.(4)(ト)記載の本新株予約権付社債の保有者（以下、別紙1において、「本新株予約権付社債権者」という。）の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、下記2.(4)(チ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記2.(4)(リ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年7月20日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。但し、当社の組織再編等（下記2.(4)(ニ)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、別紙1において、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前（当該株主確定日が東京における営業日で

ない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前)の日(同日を含む。)から当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。当社が定款で定める日以外の日を株主確定日として設定する場合、当社は当該株主確定日の東京における3営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

(6)その他の本新株予約権の行使の条件

(イ)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ)2020年8月3日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合(主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。)に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2020年7月1日に開始する四半期に関しては、2020年8月2日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

(i)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下、別紙1において、「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、(ii)JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii)JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、下記2.(4)(ロ)乃至(へ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う義務が生じた日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(7)本新株予約権の行使の効力

下記2.(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の事務所に本新株予約権付社債券(下記2.(5)に定義する。)及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分(日本時間では翌日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(8)組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある日本の法令上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等が生じた日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記2.(4)(二)(d)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

別紙1において、「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(3)(ハ)と同様の調整に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、

当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)(ロ)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、現金による精算は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

金200億円並びに下記(5)に定める本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額。

(2) 各本社債の額面金額

1,000万円とする。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する大券1枚が発行される場合は、当該大券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の利息支払の方法及び期限

本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2022年8月3日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人（受託会社と同一である場合を除く。）並びに本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記(二)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(7)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人（受託会社と同一である場合を除く。）並びに本新

株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(7)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記7.(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(二)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(八)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生した場合で、かつ(a)当該時点において適用ある日本の法令に従い（当該法令に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。）、上記1.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、(b)法律上は上記1.(8)(イ)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(c)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にかかわらず、上記1.(8)(イ)記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(d)上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場され若しくはされていることを当社が予想していない（理由を付するものとする。）旨の当社の代表取締役又は適式に授權を受けた役員（以下、別紙1において、「授權役員」という。）の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人（受託会社と同一である場合を除く。）並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定する償還日（かかる償還日は、原則として当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする（但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先会社に移転される場合に限る。）又は(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）の承認決議の採択、並びに当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択がされることの総称をいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下、別紙1において、「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人（受託会社と同一である場合を除く。）並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式取得日から14日以内に通知（かかる通知は取り消すことができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ホ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、

かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、当該60日間の最終日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記（二）及び本（ホ）の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記（二）の手続が適用されるものとする。

（ヘ）スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合又は当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合（以下、別紙1において、「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人（受託会社と同一である場合を除く。）並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得の効力発生日（以下、別紙1において、「スクイーズアウト効力発生日」という。）より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該スクイーズアウト効力発生日が、当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前である場合には、かかる償還日は当該スクイーズアウト効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（二）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低金額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

（ト）本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2020年8月3日（以下、別紙1において、「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。但し、当社が上記（ロ）乃至（ヘ）に基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本（ト）に基づく通知の前後にかかわらず、本（ト）に優先して上記（ロ）乃至（ヘ）に基づく繰上償還の規定が適用される。

（チ）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（リ）期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより残存する本社債の全部をその額面金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（別紙1において、「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(7) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社及び当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）は、外債（以下に定義する。）に関する支払、外債に関する保証に基づく支払又は外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の

主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合はこの限りでない。

本(ロ)において、「外債」とは社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の金融商品取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(8)償還の場所

下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人又は下記(10)記載の名簿管理人の所定の事務所において支払う。

(9)本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited

(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10)本新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

3. 準拠法

英国法

4. 発行場所

連合王国ロンドン市

5. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

6. 本新株予約権付社債に係るカストディアン

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited

7. 安定操作取引

該当事項なし。

別紙2 ミネベア ミツミ株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の内容

1. 新株予約権に関する事項

(1) ミネベア ミツミ株式会社（以下、別紙2において、「当社」という。）2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、別紙2において、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）に付された新株予約権の総数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額1,000万円につき1個とし、その総数は2,000個（但し、ミネベア株式会社とミツミ電機株式会社との間で2016年3月30日に締結された株式交換契約に基づく株式交換（以下、別紙2において、「本株式交換」という。）の効力が生ずる直前にミツミ電機株式会社以外の者により保有されている残存するミツミ電機株式会社2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（ミツミ電機株式会社がBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited（以下、別紙2において、「受託会社」という。）との間で2015年8月3日（ロンドン時間）付をもって締結する信託証書（その後に修正されるものを含む。以下、別紙2において、「信託証書」という。）に基づき発行する2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債をいうものとし、以下、別紙2において、「承継前新株予約権付社債」という。）に付された新株予約権の数が2,000個より少ない場合には、当該少ない個数とする。）並びに下記2.(5)に定める本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券に係る社債部分の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記1.(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、本株式交換の効力が生ずる直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.59で除したことにより算出される額に相当する額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、一定の剰余金の配当又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本株式交換の効力が生ずる日から2022年7月20日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記2.(4)(ロ)乃至(ヘ)記載の当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（行使請求受付場所現地時間）（但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記2.(4)(ト)記載の本新株予約権付社債の保有者（以下、別紙2において、「本新株予約権付社債権者」という。）の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、下記2.(4)(チ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記2.(4)(リ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年7月20日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

但し、当社の組織再編等（下記2.(4)(二)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、別紙2において、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前（当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前）の日（同日を含む。）から当該株主確定日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たるとき、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。当社が定款で定める日以外の日を株主確定日として設定する場合、当社は当該株主確定日の東京における3営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2020年8月3日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、

2016年12月31日に終了する四半期に関しては、当該四半期の最後の取引日（承継前新株予約権付社債の要項に定義する。以下、本において同じ。）に終了する20連続取引日において、ミツミ電機株式会社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある承継前新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合（主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。）

2017年3月31日に終了する四半期に関しては、

(i) 2017年3月17日（同日を含む。）から2017年3月31日（同日を含む。）まで（以下、本において、「移行期間」という。）の各取引日（疑義を避けるために明記すると、本新株予約権付社債の要項に定義するものという。以下、本(i)において同じ。）において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最後の取引日において適用のある本新株予約権付社債の転換価額の130%を超え（主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。）、かつ、

(ii) 2017年3月16日及びそれ以前の期間については、移行期間における取引日（本新株予約権付社債の要項に定義する。）と合計して20連続取引日（2017年3月17日より前については承継前新株予約権付社債の要項に定義するものを用い、2017年3月17日以降（同日を含む。）については本新株予約権付社債の要項に定義するものを用い。）となる連続する取引日（承継前新株予約権付社債の要項に定義する。）において、ミツミ電機株式会社普通株式の終値が、2017年3月16日又はそれ以前の最後の取引日（承継前新株予約権付社債の要項に定義する。）において適用のある承継前新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合（主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。）

2017年4月1日以降（同日を含む。）に開始する四半期に関しては、ある四半期の最後の取引日（疑義を避けるために明記すると、本新株予約権付社債の要項に定義するものを用い。以下、本において同じ。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある本新株予約権付社債の転換価額の130%を超えた場合（主支払・新株予約権行使請求受付代理人によって決定され、かかる決定は本新株予約権付社債権者に通知される。）

上記の場合に限って、翌四半期の初日（但し、2017年1月1日に開始する四半期に関しては、2017年3月17日）から末日（但し、2020年7月1日に開始する四半期に関しては、2020年8月2日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

(i) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下、別紙2において、「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間、(ii) JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(iii) JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

当社が、下記2.(4)(ロ)乃至(ハ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記2.(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う義務が生じた日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

なお、本(ロ)において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日を用い、終値が発表されない日を含まない。

(7)本新株予約権の行使の効力

下記2.(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人の所定の事務所に本新株予約権付社債券（下記2.(5)に定義する。）及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後11時59分（日本時間では翌暦日）に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(8)組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある日本の法令上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等が生じた日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記2.(4)(二)(d)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

別紙2において、「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(3)(八)と同様の調整に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)(ロ)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、現金による精算は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

承継前新株予約権付社債についての社債に係る債務当初金200億円のうち、本株式交換の効力が生じる直前において未償還の金額並びに下記(5)に定める本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券に係る社債部分の額面金額合計額を合計した額

(2) 各本社債の額面金額

1,000万円とする。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額を表章する大券1枚が発行される場合は、当該大券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

(3) 本社債の利息支払の方法及び期限

本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2022年8月3日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が下記(二)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(7)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(7)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記7.(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(二)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(ハ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が発生した場合で、かつ(a)当該時点において適用ある日本の法令に従い(当該法令に関する公的な又は司法上の解釈を考慮するものとする。)、上記1.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、(b)法律上は上記1.(8)(イ)記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(c)当該組織再編等に係る株主総会若しくは取締役会における承認の日又は当該組織再編等の効力発生日の25日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にかかわらず、上記1.(8)(イ)記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編等の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は、(d)上記株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場され若しくはされていることを当社が予想していない(理由を付するものとする。)旨の当社の代表取締役又は適式に授權を受けた役員(以下、別紙2において、「授權役員」という。)の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定する償還日(かかる償還日は、原則として当該組織再編等の効力発生日

までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする(但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先会社に移転される場合に限る。)又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の承認決議の採択、並びに当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択がされることの総称をいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下、別紙2において、「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が上場を維持するよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式取得日から14日以内に通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ホ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、当該60日間の最終日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記(二)及び本(ホ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(二)の手続が適用されるものとする。

(ヘ) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合又は当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合(以下、別紙2において、「スクイズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び下記(9)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得の効力発生日(以下、別紙2において、「スクイズアウト効力発生日」という。)より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該スクイズアウト効力発生日が、当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前である場合には、かかる償還日は当該スクイズアウト効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2022年7月21日以降、2022年8月2日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ト) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2020年8月3日(以下、別紙2において、「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。但し、当社が上記(ロ)乃至

(へ)に基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(ト)に基づく通知の前後にかかわらず、本(ト)に優先して上記(ロ)乃至(へ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

(チ)買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(リ)期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより残存する本社債の全部をその額面金額の100%に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(5)本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(別紙2において、「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(6)本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(7)特約

(イ)追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ)担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社及び当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)は、外債(以下に定義する。)に関する支払、外債に関する保証に基づく支払又は外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を受託会社の満足する形で若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b)受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合はこの限りでない。

本(ロ)において、「外債」とは社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の金融商品取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(8)償還の場所

下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人又は下記(10)記載の名簿管理人の所定の事務所において支払う。

(9)本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited
(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10)本新株予約権付社債に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

3. 準拠法

英国法

4. 発行場所

連合王国ロンドン市

5. 上場

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

6. 本新株予約権付社債に係るカストディアン

Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited

7. 安定操作取引

該当事項なし。

8. 割当方法

本株式交換の効力が生ずる直前にミツミ電機株式会社以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債の社債権者に対して、その保有する承継前新株予約権付社債に係る社債金額と同額の社債金額となる本社債を割り当てる。